

ス振第289号  
令和5年5月8日

公益財団法人山梨県スポーツ協会  
会長 高野 剛 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「協力要請」  
の終了及び5類感染症への変更に伴う主な施策の変更点について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、4月27日に国において、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたところです。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止への「協力要請」については、予定どおり5月7日をもって終了となりますのでお知らせいたします。

併せて、5類感染症への変更に伴う主な施策の変更点について、別添のとおり送付いたします。

つきましては、貴団体の構成員の皆様へ周知いただくとともに、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
観光文化・スポーツ部スポーツ振興課  
TEL：055-223-1782